

資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料 (10)

坂根 嘉弘

目次

一、研究史の概要

二、戦時期土地改良関係資料 …以上、第1回(第25巻第3号)、第2回(第26巻第1・2号)、
第3回(第26巻第3号)

三、戦時期農地政策関係資料

- (1) 戦時農地立法 …以上、第4回(第27巻第3号)
- (2) 農地調整法の施行状況 …以上、第5回(第28巻第1・2号)
- (3) 戦時期の小作事情 …以上、第6回(第28巻第3号)、第7回(第29巻第1号)
- (4) 戦時期の小作争議・小作調停 …以上、第8回(第29巻第2号)、第9回(第29巻第3号)

三、戦時期農地政策関係資料

(4) 戦時期の小作争議・小作調停

4) 戦時期の小作調停

ア) 全国的動向

表10-1が戦時期における小作調停の総括表(全国)である。小作争議と同様、『農林省統計表』では、昭和20年は不明であったため、昭和20年、21年は『農地改革資料集成』第11巻からとった。まず、小作調停件数をみると、争議単位数では昭和10年が4274件で最高を記録したが、昭和13年には3105件、昭和14年には2592件となり、昭和17年以降は2000件を下回り、昭和19年には1391件まで減少する。受理件数では昭和11年が7472件で最高を記録したが、昭和13年5256件、昭和14年3466件と急減し、昭和18年には1777件、昭和19年には1525件と2000件を下回った。受理件数も争議単位数と同様の動きをみせたが、その減少はより急であった。争議単位数と受理件数との開きは、昭和11年では受理件数は争議単位数の1.76倍であったが、昭和14年以降(特に、昭和16年以降)は急速に縮まり、昭和18年・19年には1.1倍程度となる。このことは比較的大きな規模の争議で解決困難な争議(そのような場合、複数の調停申立が為される場合が多い)が減少していることを意味している。何れにしても、小作争議と同様に、

戦時期には小作調停事件が減少していることは明らかである。ちなみに、小作争議件数(表2-1)と争議単位数との関係(小作争議件数に占める争議単位数の割合)をみると、戦時期も含めてだいたい6割台から7割台であり、それほど大きな変化があるわけではない。なお、以下の全国的動向については、昭和20年はそれまでとまったく違う動きを示し、21年との連続性が強く出ている。言うまでもなく、8月15日敗戦以降の動向が全体に影響を及ぼしているためである。

次に受理別件数であるが、ほぼ地主申立3分の1、小作人申立3分の2弱という傾向は戦時期にも続いており、その点で大きな変化はみられない。戦時期の特徴は、合意申立や双方申立が減少し、農地調整法第十条に基づく裁判所職権(裁判所職権により訴訟事件を調停にまわしたもの)や小作官申立が増加した点である(特に裁判所職権調停)。もともと比較的多かった裁判所職権調停でさえ、全体の2%程度であり、それほど多いわけではなかった。

受理件数1件当たりの規模(関係人員、関係土地面積)は、小作争議と同様に、縮小傾向をみせていた。関係人員では、昭和10年前後まで5人から6人ぐらいであったが、昭和18年・19年には3人台へと急減を示していた。関係土地面積も、お

おかた2町台であったものが、戦時期には2町を下回り、昭和18年・19年には1.3町へと縮小した。集団の小作関係型調停事件が減少したためと思われる。

種別件数では、1930年代までは、だいたい土地返還や小作継続などの土地関係型事件が6割、小作料支払や小作料減免、小作条件確定などの小作関係型事件が3割というところであったが、昭和14年頃より「其ノ他」が急増していった。昭和16年には2割を超え、昭和19年には3割5分にまで急激に増加した。この点は小作争議と同様であった。この「其ノ他」には、「小作地買受」などを含んでいる⁽¹⁾。最後に、結果別件数であるが、成立が7割5分前後、取下が2割前後といった状況は、特に戦時期にも変化はない。

イ) 地域的動向(『農林省統計表』)

表10-2-1から表10-2-2-2が、昭和17年から昭和19年の『農林省統計表』による受理件数、争議単位件数、受理別件数、種別件数、結果別件数、関係土地面積、関係人員である(昭和17年、昭和18年の受理別件数、結果別件数、関係土地面積、関係人員については、表11-1、表12-1と重複するため、紙数の関係で省略している。表11-1、表12-1を参照いただきたい)。まず、受理件数、争議単位件数についてであるが、上位に登場するのは、秋田、新潟、山梨、鳥取、北海道、福岡、青森、宮城、岩手、山形、茨城、長野、徳島、福島であり、北海道・東北地方・信越地方や山梨、茨城の東日本に多く、西日本では鳥取、徳島、福岡が多くなっている。このあたりの傾向は小作争議と同様であるが、特に、秋田、新潟、山梨は昭和17年の争議単位件数でも100件を越えており、とりわけ秋田は受理件数で392件と飛びぬけている。逆に少ないのは、沖縄、長崎、神奈川県、宮崎、福井、和歌山、東京、石川、奈良、鳥根、京都である(3年とも15件以下)。

受理別件数を争議単位件数の上位道府県についてみると、かなり地域的な特徴が出ているのが分かる。小作人申立が多いのは秋田、北海道、青森、宮城、静岡、岩手、福島など東北を中心に東日本が多く、地主申立が目立つのは山梨、鳥取、福岡、香川、大阪、徳島など山梨を例外に西日本の諸県である。裁判所職権が目立つのは新潟である。また、調停事件の規模を道府県別にみると、

地域によっては規模が大きく出ることがあるが、これは集団の小作料改訂事件があったためと思われる。

次に、種別件数を道府県別にみておきたい。ここでは、小作関係型調停事件か土地関係型調停事件かという視点から、争議単位件数の上位道府県についてみておきたい。秋田、鳥取、福岡、香川、大阪、徳島など秋田を例外に西日本の諸県では土地関係型よりも小作関係型のほうが多くなっている。他方、山梨、北海道、宮城、山形、茨城、長野など東日本では明らかに土地関係型が多くなっているのが分かる。「其ノ他」が多いのは、岩手、新潟、長野、山形、茨城、栃木などであるが、特に岩手が多くなっている(小作人申立による「小作地買受」が多いためである)。

最後に、結果別件数である。既済は、成立、不成立、取下、却下に分かれる。未済、不成立、却下はそれほど多くはないから、成立の多寡は取下がどれだけ多いかにかかっている。昭和17年～昭和19年で争議単位件数の上位道府県についてみると、最も特徴的なのは昭和18年の静岡である。75件のうち40件(53%)が取下である。何か特別な事情があると思われる。そのほか比較的取下が多いのは(取下率が25%以上を示すと)、昭和17年では、北海道(27%)、青森(26%)、昭和18年では宮城(30%)、青森(28%)、福島(31%)、昭和19年では山梨(28%)、青森(27%)、長野(37%)、山形(27%)、鳥取(33%)である。

ウ) 特徴的動向(農林省文書)

まず、資料についてである。資料は、小作争議と同様に、農林省文書の『農地作付統制規則』、『昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表』である。昭和17年分は『農地作付統制規則』から、昭和18年分は『昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表』からのものである。残念ながら昭和19年分は不明である。表11-1から表11-5が昭和17年分、表12-1から表12-5が昭和18年分である。内容は、小作関係調停事件一覧表、小作調停事件要求事項類別表、農地利用関係調停事件一覧表、小作官法外調停(小作関係・農地利用関係)の、それぞれ道府県別一覧表である。このうち、小作関係調停事件一覧表(表11-1、表12-1)は、関係土地面積の内訳(田・畑・「其ノ他」別)が『農林省統計表』には掲載されていないのを除く

と、『農林省統計表』掲載の数値とまったく同じである。小作調停事件要求事項類別表は『農林省統計表』の種別件数(表10-2-1)に対応するが、『農林省統計表』の種別件数はかなり簡略化されており、受理(小作人申立、地主申立、合意申立、裁判所職権)別に詳細に要求事項類別にみるには、農林省文書(表11-2、表12-2)をみる必要がある。また、農地利用関係調停事件一覧表、小作官法外調停(小作関係・農地利用関係)は『農林省統計表』には掲載がない。

以下、表11-2、表12-2により、昭和17年と昭和18年の小作調停事件要求事項類別表を検討し、道府県別の特徴をみておきたい。まず、全国集計値でみた特徴であるが、割合で1割を超える要求事項をあげると、昭和17年では、「小作料一時減」(11.8%)、「小作契約継続」(19.8%)、「小作地買受」(12.8%)、「小作料支払」(14.6%)、「土地返還」(13.2%)、昭和18年には、「小作契約継続」(21.8%)、「小作地買受」(17.4%)、「小作料支払」(13.8%)、「土地返還」(11.2%)となる。戦時期の特徴は、小作争議と同様、「小作地買受」が激増している点にある。道府県別に件数の多い事項をあげておくと(20件以上)、昭和17年では、「小作料一時減」の秋田(43件)、鳥取(20件)、「小作契約継続」の北海道(30件)、青森(32件)、宮城(29件)、山形(29件)、「小作地買受」の岩手(30件)、「小作料支払」の秋田(22件)、鳥取(50件)、福岡(23件)、「土地返還」の大阪(29件)、昭和18年では、「小作料一時減」の秋田(28件)、「小作料永久減額」の静岡(50件)、「小作契約継続」の北海道(27件)、宮城(30件)、福島(27件)、「小作地買受」の岩手(52件)、栃木(22件)、新潟(21件)、「小作料支払」の秋田(21件)、福岡(23件)である。

エ) 1930年代後半と戦時期の比較検討

ここでは、『小作年報』『農地年報』と戦時期のデータを比較して、戦時期における小作調停の特徴をみておきたい。表14である。表14-1が小作人申立の小作調停事件要求事項類別を、表14-2がそれ以外(地主申立、合意申立、裁判所職権、小作官申立)の小作調停事件要求事項類別を示している。ともに昭和10年~昭和18年の全国集計値とその割合である。

争議単位件数を100%とした割合で、戦時期に

10%を越えているのは、小作人申立の「小作料一時減」、「小作契約継続」、「小作地買受」、地主申立の「小作料支払」、「土地返還」である。このうち、最も大きな変化をみせるのは、「小作地買受」である。昭和10年・11年ごろには1%程度であったのが、その後急増していき、昭和16年10%、昭和17年13%、昭和18年17%となる。実数でみても漸次増加していた。この動きは、小作争議の原因や小作人の要求で小作地買受が多くなるのに対応しており、明らかに戦時期の小作攻勢的な状況を示しているものと言えよう。一方、割合では一貫して最大項目であった「小作契約継続」は戦時期にはその比重を下げてきていた。「小作契約継続」は、昭和12年には36%と、争議単位件数の3分の1をしめていたが、昭和16年24%、昭和17年20%、昭和18年22%と戦時期には20%前後まで比重を下げた。実数でみると急減であった。また、小作料減免関係の小作調停要求事項割合は総じて横ばいの傾向を示していた。地主申立の「小作料支払」は戦時期にその割合を増加させ、「土地返還」の割合は横ばい傾向であった。ともに実数では減少していたが、戦時期に強まりつつあった地主自作化の動きや小作人変更・小作地売却などを背景としていたものであろう。

なお、小作人申立要求事項の中に「小作料値上反対」が、昭和15年26件、昭和16年18件、昭和17年4件、昭和18年2件ある(表14-1-1)。年々減少しているとはいえ、小作料統制令施行以降はかかる要求事項は本来ありえないものである。この点については、件数は少ないが、地主申立の「小作料値上」(表14-2-1)や後掲の法外調停事件における「小作料値上」(表15)も同様である。昭和15年・16年当時では比較的件数も多く、この段階では、農村現場では小作料統制令の趣旨がまだ十分に浸透していないことを意味しているのかもしれない。

オ) 法外調停調停事件の動向

ここで取り扱うのは、小作官の小作関係法外調停事件である。この事件は、小作官による事実上の調停事件であるが、小作調停法による調停事件とは違い、成立した調停条項には法的拘束力は付与されない。

表15が昭和10年~昭和18年の小作関係法外調停事件一覧表である。件数をみると、昭和10年が

382件とそれまでの最多となるが、その後減少し、昭和14年には172件とほぼ半数となる。しかし、昭和15年以降戦時時期には再び増加し、昭和18年には261件を数えている。戦時時期には、小作争議件数や小作調停事件は減少の一途を辿っていたわけであるから、法外調停のもつ意味は相対的に上昇していたことになる。

次に、1件当りの規模をみておきたい。規模がやや縮小する昭和12年・13年を別にすると、小作官の小作関係法外調停事件は規模の大きな事件が多かったと思われる。表15から1件当たりの規模を算出してみると、関係人員では地主4人～7人、小作人13人～29人、関係面積6町～15町となる。同時期の小作争議1件当り規模は、関係人員で地主2人～4人、小作人4人～16人、関係面積2町～10町となり(表2-1)、同時期の争議単位件数小作調停1件当り規模は、関係人員で地主1人～2人、小作人2人～6人、関係面積1町～5町となる(表10-1)。小作争議や小作調停事件のおおよそ2倍から4倍ほどの規模となっている。小作官による法外調停が受け止めえた事件が、小作料減免関係のかなり大きな規模の事件であったことをうかがわせるものである。この点を確かめるために、表15から法外調停事件の小作関係・土地関係別を、表10-1から小作調停事件の小作関係・土地関係別を、それぞれ算出してみると、法外調停事件では小作関係はだいたい50%ぐらいとなるが、調停事件では30%～40%程度である。この点からも、小作官による法外調停事件が、小作料減免関係のかなり大きな規模の事件であったことがうかがえよう。戦時時期における小作官による小作関係法外調停事件は、それまでより重要な意義を担っていたといえるであろう。

ただし、上記には地域差がみられたのであるが、この点を昭和17年(表11-4)と昭和18年(表12-4)でみておきたい。昭和17年で10件以上の法外調停事件がみられたのは、石川(10件)、三重(22件)、滋賀(19件)、奈良(14件)熊本(13件)、大分(17件)であった。このうち、もっとも規模が大きかったのは、おそらく東京の地主2人、小作人65人、関係面積(畑地のみ)487町の法外調停事件であったろう。滋賀(19件の平均で、地主29人、小作人58人、関係田地36町)、奈良(14件の平均で、地主29人、小作人106人、関係田

地32町)、熊本(13件の平均で、地主16人、小作人40人、関係田地19町)は件数も多く、平均規模も大きかった。件数は多くなかったが規模が大きかったのは、愛知(3件の平均で、地主4人、小作人19人、関係面積21町)、京都(4件の平均で、地主11人、小作人35人、関係田地39町)、愛媛(3件の平均で、地主54人、小作人89人、関係田地49町)、長崎(3件の平均で、地主71人、小作人244人、関係面積52町)であった。また、昭和18年で10件以上の法外調停事件がみられたのは、千葉(15件)、新潟(10件)、静岡(37件)、三重(21件)、京都(17件)、奈良(19件)、鳥取(24件)、大分(23件)であった。比較的規模が大きかったのは、新潟(10件の平均で、地主23人、小作人52人、関係面積33町)、三重(21件の平均で、地主7人、小作人26人、関係田地17町)、愛媛(2件の平均で、地主26人、小作人151人、関係田地19町)であった。

5) 農地利用関係の争議・調停

ア) 農地利用関係争議の動向

農地利用関係争議についての統計は、昭和16年～19年についてみることが出来る⁽²⁾。ここではそれらによって戦時期の農地利用関係争議についてみておきたい。後述のように、農地利用関係調停事件は、昭和13年8月1日施行の農地調整法から登場するが、農地利用関係争議はそれとの関連から統計上登場したと思われる。しかし、統計に現れるのは、昭和16年以降である。

表16が農地利用関係争議の概況である。農地利用関係争議の特徴の第一は、関係者に、個人のほかに市町村、部落(区)、農業関係団体、会社・工場などが登場するという点である。ただし、個人を除き、1件当たり市町村、部落(区)などが1団体関係するという程度であるが、その中でも部落(区)が当事者となる割合が高かった。農業水利関係で部落(区)がかかわったためと思われる。会社・工場は鉱工業被害関係の当事者であった。第二の特徴は、1件当たりの規模の大きさである。関係面積は平均で、15町から35町程度となっている(昭和16年が小さいのは後述)。この時期の小作争議の1件当り規模が2町から9町程度であったから、その数倍の平均規模といえる。水利関係や鉱工業被害関係であるので、ある程度

関係面積が広範囲となるのは当然であった。第三の特徴は、争議の原因の多様性である。大きく農業水利関係、鉱工業被害関係、相隣地関係と分かれる。農業水利関係は「分水関係」、「施設物ノ新改築」、「水利施設工作物ノ侵害」、「水利使用料」、「水利権関係」で、農業生産にとっては不可欠の農業水利をめぐる紛争であった。農業水利関係のなかでは、伝統的な紛争原因であった「分水関係」と「水利権関係」が多かった。鉱工業被害関係は「悪水被害」、「煙害」で、明治期からみられた鉱山・工業を原因とする農業被害である。相隣地関係は、「耕作境界不明」、「陰樹関係」、「煙草作ニ因ル養蚕被害」である。この相隣地関係三者のなかでは、「耕作境界不明」、「陰樹関係」が多かった。なお、「陰樹関係」とは、田畑に隣接する竹木の樹陰が稲作・麦作に悪影響を与えるが、その竹木の伐採・除去をめぐる紛争である。この陰樹伐採（農作障害竹木伐採）は近世以来の伝統的慣行であったが、食糧増産のために農地調整法の調整対象となったものである⁽³⁾。第四に、争議件数と地域的な特徴についてである。争議件数は、年間100件から150件程度で、戦争が深まるにつれて徐々に減少していった。この時期の大きな特徴は、昭和16年の535件という件数の多さである。これは福井の364件（「陰樹関係」290件、「分水関係」67件）という件数に原因していた。関係者では、福井のみで、個人が620人となっており、関係面積では田が860町となっていた。この関係で昭和16年は1件当り規模が小さくなった。この福井の特別な状況を除けば、昭和16年もその後の年度と同様の傾向となる。地域別には、傾向的に西日本が多かった。道府県別にみると、先の福井ほどではないにしても、昭和16年の栃木、兵庫、広島、山口、愛媛や昭和17年の長野、兵庫など、何か特別な事情を感じさせる規模がみうけられる。それら究明は、先の福井ともども、今後の課題である。

表17は、農地利用関係争議の結果表である。解決のあり方は、農業水利関係は、主には「分水協定」、「水利権確認」、「水利施設ノ侵害除去」、「水利使用料協定」、「損害賠償」で解決している。それぞれ争議の原因に対応したものであるが、その他に「耕作地交換」、「水利施設ノ新築」という解決もある。鉱工業被害関係は、「損害賠償」、「被

害除去」での解決である。戦時中でもあり、根本的解決にまでは至らなかったであろう。相隣地関係では、耕地境界確定、陰樹除去、損害賠償である。これらも原因に対応した解決策である。また、毎年1割あるいは1割弱の未解決が存在するが、同時期の小作争議の未解決割合は2%~3%程度であり、農地利用関係争議の未解決割合はやや高くなっている。それだけ解決困難な争議が多かったことを示唆している。なお、昭和16年の陰樹除去が大きくなっているのは、先の福井364件のうち268件が陰樹除去で解決しているためである。

表18が農地利用関係争議の調停者別件数表である。調停者では、小作官と小作調停が中軸をなしていることが分かる。農地委員会・農地委員も10%台と比較的大きな比重を占めている。区長・部落総代、市町村長・役場吏員、農業団体役員などの比重は小さくなっている。これらの特徴は小作争議の場合と同様であった。なお、昭和16年の農地調整法が大きくなっているのは、先の福井364件のうち315件が農地委員会で解決しているためである。

イ) 農地利用関係調停の動向

農地利用関係調停事件は、昭和13年8月1日施行の農地調整法（農地調整法第十三条「小作関係ノ争議ヲ除クノ外相隣関係其ノ他農地ノ利用関係ニ付争議ヲ生ジタルトキハ当事者ハ裁判所ニ調停ノ申立ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ小作調停法及第十条乃至前条ノ規定ヲ準用ス」）により生じた調停事件である。したがって、昭和12年以前には農地利用関係調停事件の統計は存在しない。

表19が昭和13年~18年の農地利用関係調停事件一覧である。受理件数をみると、昭和15年に181件で最高となり、その後昭和16年138件、昭和17年92件、昭和18年62件と減少している。種別件数をみると、だいたい6割ほどが「農業水利関係」で、農地利用関係調停事件の中心をなしている。「相隣地関係」が2割ほどで、残りが「悪水被害」・「煙草栽培による被害」や「其ノ他」である。「相隣地関係」では、「耕地境界確定」が多く、ついで「陰樹関係」となっている。ちなみに「農業水利関係」の内容は、『昭和十六年農地年報』によると、水利権の存否、水利施設の設置・廃止・改修、分水関係、水利費用、などに関するものである⁽⁴⁾。

受理件数別には「一方申立」が圧倒的に多いが、小作調停事件と比べると裁判所職権や小作官申立の割合が多くなっている。また、1件当たり規模をみると、概して小作調停事件よりもかなり大きくなっているのが分かる。特に「農業水利関係」や「悪水被害」などの場合、関係人員・面積ともに広範囲にわたることが多いためと思われる。

府県別には、昭和17年（表11-3）では、10件以上の府県は兵庫（10件）、香川（13件）、大分（15件）となっているが、昭和18年（表12-3）にはすべて5件以下となっており、飛び抜けて多い府県があるわけではない。

ウ) 農地利用関係争議法外調停の動向

表20が小作官による農地利用関係争議法外調停事件一覧表である。全国総件数をみると、毎年30件から50件ほどである。小作調停法による農地利用関係調停事件の件数の2割から4割ほどにあっており、小作調停事件の場合と比べても、法外調停で処理しえた件数がかかなり多い。農地利用関係争議の場合、小作官の法外調停のもつ意義がより大きかったことになる。

種別件数では、依法調停の場合と同様に「農業水利関係」が中心になっていた。次いで、「悪水被害」、「相隣地関係」となる。1件当たりの規模をみると、農地利用関係争議法外調停事件は相当に大きい規模となる。小作調停事件の法外調停が依法調停よりも規模が大きかったのと同様に、農地利用関係争議の場合にも法外調停のほうが規模は大きかった。この点からも小作官の法外調停のもつ意義は大きかったといえる。

表11-5、表12-5で、昭和17年と昭和18年を府県別にみると、特に多い府県はみられないが、昭和15年以降を府県別にみると、青森、福島、福井、滋賀、兵庫、香川、大分が比較的多い府県であった。ちなみに『昭和十五年農地年報』は、小作調停における依法調停、法外調停の地域別特質として、概して東日本では法外調停を利用することが少なく、西日本では法外調停利用が多いことを指摘していたが⁽⁵⁾、この点は農地利用関係争議法外調停事件の地域的分布で明瞭にうかがうことが出来るように思われる。

- (1) 「其ノ他」は、小作人申立の「小作料支払延期」「小作料値上反対」「代地交付」「小作地買受」「補償金穀俵装代ノ支給又ハ込米廃止」「訴訟取下又ハ仮差押仮処分ノ解除」「其ノ他」、地主申立の「小作料値上」「耕作継続」「其ノ他」、合意申立の「其ノ他」、裁判所職権の「其ノ他」、小作官申立の「其ノ他」が該当する。このうち、件数が飛び抜けて多いのは、「小作地買受」である。
- (2) 農林省農政局『昭和十六年農地年報』、坂根嘉弘「資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料(8)」『経済論叢』29-2、2005年、表3-7、表3-8、表4-7、表4-8、坂根嘉弘「資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料(9)」『経済論叢』29-3、2006年、表4-9、表5-7、表5-8、表5-9。
- (3) 陰樹伐採（農作障害竹木伐採）については、農林省農地部『陰樹伐採に関する資料』（農地改革執務参考第40号、1949年）が詳しい。農地改革史／誌でも取上げられている場合があるが、『島根県農地改革誌』（1959年、818～825頁）が最も詳しい。
- (4) 農林省農政局『昭和十六年農地年報』42頁。
- (5) 農林省農政局『昭和十五年農地年報』48頁。

【付記】 本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）（研究代表者坂根嘉弘、課題番号16530228）による研究成果の一部である。

表10—1 戦時期小作調停(全国)

	受理件数	争議単位数	受理別件数				関係土地面積(町)	関係人数			利害関係人
			地主申立	小作人申立	合意申立	双方申立		小作官申立	裁判所職権	総員数	
昭和7年	3,212	2,020	721	1,168	119	12	7,764.9	23,583	5,682	17,503	398
昭和8年	4,888	2,853	993	1,750	88	22	10,491.4	27,996	7,032	20,397	567
昭和9年	5,013	3,323	1,074	2,125	94	30	11,000.1	30,468	7,921	21,793	754
昭和10年	6,777	4,274	1,441	2,658	124	51	13,015.6	31,971	9,620	22,069	282
昭和11年	7,472	4,249	1,452	2,670	91	36	11,971.0	27,255	9,185	27,517	553
昭和12年	5,717	3,750	1,225	2,394	110	21	10,950.5	27,808	7,910	19,330	568
昭和13年	5,256	3,105	1,027	1,964	84	25	7,914.9	25,794	6,698	18,661	435
昭和14年	3,466	2,592	851	1,641	61	17	9,498.6	14,544	3,987	10,178	379
昭和15年	3,587	2,500	781	1,635	45	16	6,583.9	18,157	4,984	12,418	755
昭和16年	3,002	2,482	790	1,629	33	7	11,180.2	16,140	4,742	10,902	496
昭和17年	2,448	1,876	692	1,111	21	9	4,160.2	12,753	3,754	8,620	379
昭和18年	1,777	1,629	553	1,017	20	4	2,339.0	6,893	2,405	4,114	374
昭和19年	1,525	1,391	404	953	10	3	2,030.7	4,948	1,773	2,841	334
昭和20年	6,688	6,523	2,561	3,915	6	14	3,396.5	13,900	5,554	7,741	605
昭和21年	7,004	6,840	2,626	4,167	6	15	3,951.5	17,822	7,309	9,674	839

	種別件数						結果別件数							
	小作料支払 土地返還	小作料 土地返還	小作料 減免	小作料 減免及 小作継続	小作継続	小作権作物 有益等ノ 賠償作種料 ノ支給	小作条件 確定	其ノ他	成立	不成立	取下	却下	計	未済
昭和7年	184	194	365	151	570	53	178	127	1,430	38	474	19	1,961	59
昭和8年	259	300	438	186	987	41	182	183	2,182	46	531	20	2,779	74
昭和9年	279	260	369	179	1,221	47	188	282	2,609	29	587	19	3,244	79
昭和10年	427	473	731	319	1,362	46	242	286	3,351	48	802	15	4,216	58
昭和11年	353	437	600	289	1,512	64	260	276	3,143	21	749	14	3,927	322
昭和12年	291	352	497	152	1,374	86	244	326	2,812	35	676	8	3,531	219
昭和13年	306	311	440	109	1,101	58	234	276	2,369	10	541	7	2,927	178
昭和14年	275	210	432	74	795	65	159	316	1,902	16	471	5	2,394	198
昭和15年	287	157	447	44	724	51	116	448	1,883	23	517	10	2,433	67
昭和16年	322	119	477	72	639	42	76	485	1,876	35	503	10	2,424	58
昭和17年	291	112	344	32	387	24	43	396	1,419	24	379	2	1,824	52
昭和18年	231	94	259	34	366	18	38	399	1,235	21	344	1	1,601	28
昭和19年	108	63	200	16	372	11	14	480	1,069	10	279	1	1,359*	32
昭和20年	48	166	1,795	271	1,631	5	20	2,582	3,710	196	2,131	6	6,043	480
昭和21年	56	168	2,272	186	2,681	5	27	1,435	3,867	211	2,196	6	6,280	560

出典：『農林省統計表』、『農地改革資料集』第11巻(御茶の水書房、1980年、968頁)。

注：原表の数値は次のとおりである。*1=1,391

表10-2-1 小作調停 (昭和17年・18年) / 「農林省統計表」

	昭和17年				昭和18年				争議事件数	受理件数	小作料支払	小作料返還	土地返還	小作料減免	小作料減免 小作継続	小作継続	小作操作 物有証券 等ノ賠償 作原料ノ 支給	小作条件 確定	其ノ他
	受理件数	争議事件数	小作料支払	小作料返還	土地返還	小作料減免	小作料減免 小作継続	小作継続											
北海道	86	81	2	13	1	13	9	7	76	78	9	1	7	12	27	2			16
青森	74	68	12	7	9	9	12	5	58	58	12		5	9	19			5	
岩手	76	63	3	1	12	16	3	31	86	73	5		4	4	13			54	
宮城	82	67	5	9	8	29	5	12	64	60	1		12	4	30			7	
秋田	392	156	23	4	19	39	23	27	135	108	21	1	33	33	7	2		17	
山形	69	60	2	1	6	18	2	15	40	35	4	1	8	3	4			14	
福島	39	39	7	2	11	7	7	7	49	49	2	1	5	5	27			9	
茨城	57	55	7	9	3	20	7	14	58	55	7	2	4	9	19			14	
栃木	43	43	8	6	6	11	6	14	60	60	4	6	1	12	2			35	
群馬	32	30	4	9	5	8	4	3	21	21	4	1	4	4	7			5	
馬場	14	14	4	9	5	6	4	12	12	12	1	1	3	4	4			4	
千代田	10	9	1	2	2	4	1	2	14	14	1	1	1	1	10			1	
東京	22	6		2	2	2			10	10					5			2	
神奈川	5	4		1	1	1			7	7					20			23	
新潟	165	114	18	6	18	19	3	10	114	90	13	6	13	13	1			5	
岡山	26	25	7	1	3	3	2	10	21	21	9	1	1	1	3			7	
石川	7	7	2	3	3	2	5	8	8	8	1	1	1	1	2			5	
福井	6	6		3	5	1			3	3					1			1	
山梨	140	113	1	24	18	19	7	19	91	87	9	15	17	10	1			11	
長野	57	54	6	1	12	2	1	18	62	56	5	10	5	5	19			19	
岐阜	32	31	10	2	4	7	2	5	27	27	10	3	3	3	2			6	
静岡	44	44	1	1	5	9	8	13	75	75	1	1	3	50	2			18	
愛知	24	24	13	4	4	2	2	10	10	10	7	2	1	4	3			1	
三重	27	24	3	3	2	2	4	22	22	22	2	2	5	4	3			18	
滋賀	37	37	3	2	11	4	1	15	38	38	2	2	3	6	3			1	
京都	10	10	10	3	3	2	3	8	8	8	1	1	3	6	3			1	
大阪	72	64	18	1	29	3	8	4	53	43	7	2	15	6	4			4	
兵庫	33	33	2	6	7	5	6	4	26	26	2	5	1	7	7			3	
奈良	14	10	2	2	2	1	1	3	15	15	1	3	2	1	4			2	
和歌山	11	7	1	1	2	1	1	10	9	9	1	1	2	1	2			3	
鳥取	134	95	50	1	7	20	2	10	47	44	12	6	6	14	7			4	
徳島	13	13	13	1	5	4	5	6	6	6	6	1	2	6	1			3	
岡山	36	35	8	3	9	4	4	7	20	19	1	1	9	1	4			4	
広島	40	36	1	8	3	12	5	12	39	39	1	1	17	2	7			4	
山口	16	16	1	2	3	4	4	5	14	14	6	2	2	2	3			8	
山梨	50	50	9	11	12	7	1	10	75	74	17	9	8	7	9			3	
徳島	69	69	17	9	11	5	4	30	30	30	10	2	6	3	2			19	
香川	125	46	8	4	14	1	2	7	19	17	4	1	7	7	1			4	
愛媛	4	22	4	5	2	2	4	4	25	22	3	1	2	8	3			3	
高知	53	22	4	15	12	8	6	4	86	73	23	9	10	4	8			5	
福岡	78	76	23	11	11	6	2	3	17	15	1	1	1	3	6			7	
佐賀	15	15	3	1	1	2	2	3	11	11	4	1	1	1	1			4	
長門	5	5	1	3	5	1	1	11	7	7	4	1	1	7	1			1	
熊本	36	31	2	3	4	8	1	11	40	34	4	4	1	7	13			5	
大分	32	31	1	14	3	5	5	7	35	33	4	2	1	7	4			13	
宮崎	6	6	1	1	1	1	1	1	8	8	4	2	1	4	2			6	
鹿児島	34	34	6	2	3	7	4	12	40	32	4	2	2	1	10			11	
沖縄																			
計	2,448	1,876	291	112	247	344	32	387	24	1,777	231	94	190	259	366	18	38	389	

出典：「農林省統計表」。
注：原表のうち、「受理別件数」「結果別件数」「開張土地面積」「開張人員」については、後掲の表11-1、表12-1とまったく同じであるため省略した。

表10-2-2-1 小作調停 (昭和19年)「農林省統計表」

受理件数	争議単位 件数	受理別件数					種別件数					小作条件 確定	小作操作 物有償買 作種料ノ 支給	其ノ他
		地主申立	小作人 申立	合意申立	小作訂 申立	裁判所 職権	小作料 支払	小作料 支払 土地返還	土地返還	小作料 減免	小作料 減免 小作種料			
114	67	15	48	1		3	2	1	11	4	22			27
86	56	21	34	1			12	1	4	12	11			13
80	94	4	94				1		2	1	10	1		83
58	53	8	45				3		4		30			16
74	69	23	46				15	2	4	20	13		1	14
35	30	9	20				1	2	5	1	14			7
70	70	10	59				2	1	6	5	34			22
102	93	14	78			1	2	1	11	4	43		1	31
27	27	5	21			1	2	2	1	1	6			16
20	13	7	7				1	1	12	3	5			4
20	20	5	15				2		2	1	5			11
17	17	4	13				1		4		13			5
15	15	1	14				1		1		7	2		3
7	7		6		1				1		4			5
78	68	15	50		1	2	8		9	9	20		1	21
12	11	2	4		1	5	4	1	1	3	3			2
6	6	6	6				1		1		3			3
6	6	1	5				1		6		4			1
87	80	33	44				6	6	20	12	14		4	17
59	52	11	39			2	3	1	8	3	11			26
21	21	12	8			1	3	1	8	3	3			2
17	17	3	12				2	1	2		4			15
12	12	3	9				5		1	4	6			4
18	18	6	12				1		1	3	4			2
21	21	2	18				1		4	4	4			16
13	12	7	5				2	3	4	4	4			1
19	10	8	20		1	1	2	2	6	9	6	1	3	2
30	30	8	20			1	1		4	4	4			2
7	7	1	5				1		1	1	1			4
5	5	4	1				2	2	9	4	5	1		4
29	27	13	14				2		2	9	3			4
5	5	2	3				1		2	2	3			10
22	22	7	15				7	1	7	1	3	1		4
13	13	6	7				1	1	5	2	6			4
8	8	8	8				20	15	15	2	14			21
93	90	65	25				6	6	4	1	3			4
22	22	9	13				5	1	2	1	1			4
18	14	8	5		1		1		2	1	1			4
26	21	7	14				2	3	7	3	5		2	8
30	30	14	16				3	3	3	1	7			8
28	24	6	18				3	3	3	1	7			13
29	28	7	21				2	2	2	4	13	1		3
37	35	7	26			2	3	2	3	2	8			16
7	7	1	6				1		11	1	3			3
18	18	2	16				2		2	2	5		2	5
沖	沖													
1,525	1,391	404	953	10	3	21	108	63	200	127	372	11	14	480

出典：「農林省統計表」。
注：受理別件数のうち、「双方申立」は事実がないため省略した。

表10-2-2-2 小作調停 (昭和19年 / 「農林省統計表」)

	受理件数	争調単位 件数	結果別件数				未済	関係土地 面積 (町)	関係人・員		
			既結		計	総員数			当事者数		和宮 関係人
			成立	不成立					取 下	却 下	
北海道	114	67	51	2	14	67	1,009.8	307	72	193	42
青森	86	56	39		15	56	60.9	191	97	94	9
岩手	80	98	80		18	98	65.5	218	106	103	9
宮城	58	53	44		9	53	78.8	220	82	129	9
秋田	74	69	56		13	69	55.0	166	77	87	2
山形	35	30	20		8	29	16.2	105	43	47	15
福島	70	70	51		17	70	24.5	160	75	85	16
茨城	102	93	71		18	93	29.5	228	105	107	16
栃木	27	27	19		6	27	12.4	70	31	39	
群馬	20	20	18		2	20	8.0	64	22	39	3
埼玉	20	20	12		6	20	16.2	68	32	36	
千葉	17	17	16		1	17	13.2	44	17	24	3
東京	18	15	15		1	15	16.5	82	18	60	4
神奈川	7	7	4		2	7	4.1	19	8	11	
新潟	78	68	54		10	68	157.4	542	92	328	122
富山	12	11	7		4	11	17.1	45	21	19	5
石川	6	6	5		1	6	6.0	28	11	17	
福井	6	6	5		1	6	4.6	36	6	29	1
山梨	87	80	53		22	80	15.7	199	85	101	13
長野	59	52	32		19	52	14.2	153	61	75	17
岐阜	21	21	16		5	21	4.7	56	27	29	
静岡	17	17	11		5	17	23.3	73	21	50	2
愛知	12	12	12		1	12	2.1	27	13	11	3
三重	18	18	15		3	18	17.2	58	18	40	
滋賀	21	21	15		6	21	35.0	180	59	111	10
京都	13	12	7		5	12	1.8	27	13	13	1
大阪	20	19	18		1	19	26.6	115	21	94	
兵庫	30	30	22		6	30	92.2	308	82	225	1
奈良	7	7	5		2	7	12.9	76	7	64	5
和歌山	5	5	5		1	5	0.8	11	5	5	1
鳥取	29	27	18		9	27	6.7	72	30	40	2
徳島	5	5	4		1	5	1.8	18	5	13	
岡山	22	22	16		5	22	5.0	50	25	25	
広島	13	13	11		2	13	8.1	20	7	11	2
山口	8	8	8		1	8	11.4	36	8	28	
徳島	93	90	80		10	90	33.0	262	112	145	5
香川	22	22	13		7	22	17.7	119	50	63	6
愛媛	18	14	9		4	14	3.3	35	16	19	
高知	26	21	13		8	21	6.0	84	30	49	5
福岡	30	30	20		6	30	9.9	74	32	39	3
佐賀	28	24	20		3	24	7.7	62	29	31	2
長崎											
熊本	29	28	24		4	28	16.5	70	32	37	1
大分	37	35	32		2	35	19.7	111	43	50	18
宮崎	7	7	5		2	7	26.6	17	9	8	
鹿児島	18	18	18		1	18	15.1	42	18	18	6
沖繩											
計	1,525	1,391	1,093	10	279	1,359	2,030.7	4,948	1,773	2,841	334

出典：「農林省統計表」。
注：受理別件数のうち、「双方申立」は事実がないため省略した。

表11-1 昭和17年自1月至12月受理小作関係調停事件一覽表 (昭和18年6月現在)

受理 総件数	争議単位 総件数		受理別件数				結果別件数				関係土地面積(坪)				関係人出(人)						
	地主申立	小作人申立	合意申立	双方申立	小作官申立	裁判所 職權	成立	不成立	取上	却下	計	未済	畑	田	其ノ他	計	地主	小作人	親筆寫原人	計	
																					取上
北海道	86	81	23	56	2		54	3	22	18	79	2	16.3	761.5	277.0	1,004.8	88	166	38	292	
青森	74	68	19	49			50		7	68		2	40.2	16.8	1.6	58.6	95	111		206	
岩手	76	63	4	59			54		7	61		2	24.9	9.5	98.2	132.6	69	81	8	158	
宮城	82	67	15	50		2	50		16	66		1	82.6	2.7	38.6	123.9	91	148	34	273	
秋田	392	156	49	106			123	1	29	153		3	398.2	2.7	41.6	442.5	371	418	18	807	
山形	69	60	10	49			53		6	60	1		24.8	2.7	0.1	27.6	63	113	37	213	
福島	39	39	3	33			31		8	39		1	29.7	16.7	0.1	46.5	57	92	1	150	
茨城	57	55	18	37			43		11	54		1	118.9	9.9	0.9	129.7	70	609	5	684	
栃木	43	43	10	30			24		15	39		4	17.3	9.6	5.5	26.9	45	72	5	122	
群馬	32	30	14	16			24		6	30			3.2	8.0	11.2	11.2	29	40	3	72	
埼玉	14	14	5	9			8		6	14			14.1	1.6	15.7	15.7	18	50	5	73	
千代田	10	9	3	5			7		1	9			33.6	1.1	34.7	34.7	9	21	30	30	
東京	22	6	2	4			2		2	4		2	0.2	6.9	7.1	7.1	6	24	43	73	
神奈川	5	4	1	2			4			4			0.2	1.6	1.6	1.6	31	7	2	40	
新潟	165	114	38	60			80	2	23	106		8	514.2	26.3	6.2	546.7	268	1,348	2	1,616	
富山	26	25	10	11			19		6	25			18.7	2.9	0.4	22.0	37	36	2	75	
石川	7	7	2	5			3		4	7			53.0	0.3	53.3	53.3	26	42	68	68	
福井	6	6		6			4			5		1	48.1	64	64	64	64	72	136	136	
山梨	140	113	45	61			82	1	27	110		3	56.6	11.1	20.6	88.3	138	289	16	434	
長野	57	54	20	32			44		10	54			10.8	6.2	2.9	19.9	65	63	38	166	
岐阜	32	31	18	12			12		16	28		3	11.8	40.4	1.5	53.7	134	394	21	528	
静岡	44	44	7	35			42		2	44			20.4	14.2	34.6	34.6	63	103	21	187	
愛知	24	22	18	3			16	1	3	20		4	25.5	2.5	3.5	31.5	25	122	147	147	
三重	27	24	12	12			16		4	20			60.2	1.0	61.2	61.2	29	75	104	104	
滋賀	37	37	7	24			30		7	37		1	319.2	0.7	0.3	320.2	457	815	11	1,283	
京都	10	10	5	4			7		2	9			12.8	0.1	12.9	12.9	20	48	4	72	
大阪	72	64	52	12			52		3	55		9	116.2	4.5	0.1	120.8	92	420	21	512	
兵庫	33	33	17	15			22	1	10	33			74.5	0.5	75.0	75.0	150	231*	21	402	
奈良	14	14	10	5			9		1	10			9.4	1.6	1.6	9.4	16	60	9	76	
和歌山	11	7	4	2			6			6		1	1.6	9	9	9	9	10	10	20	20
鳥取	134	95	59	35			73	2	20	95			36.2	9.0	45.2	45.2	342	1,147	1	1,489	
島根	13	13	1	12			10		2	12		1	5.4	0.8	44.1	50.3	20	23	43	43	
岡山	36	35	21	14			22	1	11	34			71.9	0.2	0.3	72.4	73**	255**	328**	328**	
広島	40	36	9	25			26	3	6	34		1	13.6	2.6	14.5	30.7	45	60	105	105	
山口	16	16	3	13			10		6	16			7.7	2.1	0.1	9.9	18	21	1	40	
徳島	50	50	15	27			44	3	3	50		1	28.2**	4.6**	6.6	16.2	78	161	3	242	
香川	69	69	45	24			55		13	68			3.8	5.8	6.6	16.2	76	149	21	246	
愛媛	125	46	14	31			36		10	46			20.9	0.7	0.6	22.2	81	86	167	167	
高知	53	22	11	11			15	1	6	22			6.6	0.3	0.4	7.3	54	57	111	111	
福岡	78	76	23	23			62	1	13	76			24.9	2.4	0.2	27.5	78	111	22	211	
佐賀	15	15	5	10			7		8	15			69.6	4.5	74.1	74.1	14	40	4	58	
熊本	5	5	4				3		2	5			9.4	5	9.4	9.4	5	52	5	57	
大分	36	31	6	24			22	2	6	30		1	119.2	17.0	0.1	136.3	146	221	6	373	
宮崎	32	31	2	29			24		7	31			40.1	2.8	2.2	45.1	48	124	6	178	
鹿児島	6	6	6				6		6	6			1.1	0.5	0.3	1.9	6	6	6	12	
沖縄	34	34	11	20			33		1	34			3.7	6.1	0.8	10.6	35	36	3	74	
計	2,448	1,876	682	1,111	21		1,419	24	379	2	1,824	52	2,619.3**	1,021.4	519.4	4,160.1**	3,754	8,620	379	12,753	
割合(%)			36.5**	59.2	1.1		75.6	1.3	20.2	0.1	97.2	2.8	1.4	0.5	0.3	2.2	2.0	4.6	0.2	6.8	
一学級平均																					

出典：『農地作付統計別冊』

注：原表の数値は次のとおりである。*1=23、*2=72、*3=254、*4=326、*5=281、*6=45、*7=26,195、*8=41,602、*9=37.0、*10=0.4

表11-2-1 昭和17年自1月至12月受理小作調整事件要求事項類別表(其ノ一)

争議單位 総件数	小作										人			甲			立		計
	小作料 一時減 約	小作料 一時減 及 一時減及 永久減額	小作料 永久減額	小作料 改定	小作料 交互延期	小作料 繰上及び 繰下	小作契約 継続	小作種 又ハ 水小作種 種認	小作種又 ハ水小作 種認 種料支給	作物耕作 費上地改 良費等ノ 賠償	代地交付	小作地 買受	補償金殺 依表代ハ 支給又ハ 請求停止	訴訟取下 又ハ訴訟 押取処分 ノ解決	小作条件 確定	小作料 関係	其ノ他 継続及 消滅関係	其ノ他	
北海道	81	9	3	1	1	1	30	3	1	1	1	6		1			2	56	
青森	68	8	1	1	1	1	32	1		1		2					4	49	
岩手	63	2	10				16					30						39	
宮城	67	6		2			29			1		6					1	50	
秋田	156	43	5	4	1		29	2				11		1		3	3	106	
山形	60	5	12	2			29	2				4				7	1	49	
福島	39	1	7	3			18	3				4					1	33	
茨城	1	1	1	1			17	3				13						37	
栃木	43	4	2				11	1				13					1	30	
群馬	30	3					6	6				2						16	
群馬	14	1		1			4	4				2						9	
埼玉	9	6					1	2				2						5	
東京	6	6					1	1				4						4	
神奈川	4	4					1	1										4	
新潟	114	11	3	3	3		17	2	1			13			2		3	60	
新潟	25	3	2				1	1				6			1			11	
山梨	7	2	2	1			2	2										5	
山梨	6	2	2	1			2	2										6	
石川	113	10	4	4			19	1				17					1	63	
石川	54	10	4	4			13	1				14					1	34	
長野	31	2	2	2			2	2				2					1	12	
長野	44	2	2	8			9	1				13						35	
静岡	22	4	1				2	2								1		3	
静岡	24	4	1				2	2				1					5	12	
三重	37	3	1	2			4	1				11			1			24	
三重	10	10	1	1			1	1										4	
京都	64	7		1			3	5				1					1	15	
大阪	33	5	1				5	2				1						4	
奈良	10	1					1	1				2						3	
和歌山	7	20					1	1				2						4	
和歌山	95	5	1				1	1				1					5	3	
鳥取	13	5	3				4	4				3						35	
鳥取	35	3	1				1	1				6						12	
徳島	36	3	1				5	5				4						14	
徳島	16	7	1				12	1				9						25	
山口	50	3	2	2			7	1				4						13	
山口	69	3	5	1			5	4				3						27	
香川	46	12	1	1			5	3				2	1					24	
香川	22	5	2				2	2				2						31	
高知	76	7	2				8	2				2					2	11	
高知	15	4	1				2	2				3						23	
佐賀	5	1	1	1			1	1				3						10	
佐賀	31	13	4	1			8	1				8			1			24	
熊本	31	6	1				3	3				7						29	
熊本	6	3	1				3	2				8						6	
宮崎	34	3															1	20	
鹿児島																			
沖縄																			
計	1,876	221	24	71	19	4	372	15	3	5	241	1	2	16	15	2	35	1,116	
割合(%)	100.0	11.8	1.3	3.8	1.0	0.2	19.8	0.8	0.2	0.3	12.8	0.1*	0.1	0.9	0.8	0.1	1.9	59.5	

出典：『農地作付種類別開示』

注：原表の数値は次のとおりである。*1=0

表11-2-2 昭和17年自1月至12月受理小作関係事件要求事項類別表 (其ノ二)

争議單位 総件数	地 主 甲 立 其ノ他						台 中 立 其ノ他						裁 判 所 裁 裁			
	小作料 支払	小作料 償上	小作料 支払及 土地返還	土地返還	小作条件 確定	計	小作料 一時減額	小作料 改定	小作条件 確定	小作料 関係	小作契約 締結及 消滅関係	其ノ他	計	小作料 請求	其ノ他	計
	小作料 改定	小作料 償上	小作料 支払及 土地返還	土地返還	小作条件 確定	計	小作料 一時減額	小作料 改定	小作条件 確定	小作料 関係	小作契約 締結及 消滅関係	其ノ他	計	小作料 請求	其ノ他	計
北海道	2		13	1	3	23	1			1			2			
青森	12		7	1		19										
岩手	3		1	1		4								1		2
宮城	67	1		9		15								1		1
秋田	156		4	19		49										
山形	22		1	6		11	2									
福島	60		1	2		3							1			2
茨城	39		1	9		18										
栃木	43		2	4		10				1				2		3
群馬	30		4	9	1	14										
群馬	14		9	5		5										
埼玉	6		2	2		3										1
東京	6		2	2		3										1
神奈川	4		1	1		1										1
新潟	114		6	6		38		2					2	6	8	14
富山	25		1	3		10	14				1		1	1	2	3
石川	7					2										
福井	6					2										
山梨	1	1	24	18	2	46							3		1	1
長野	6		1	12		20						1				
岐阜	31	1	2	4		18							2		1	1
静岡	44		1	5	1	7										
愛知	22		4	4		18										1
三重	7		3	2		12										
滋賀	3		2	1		7		4					4		2	2
京都	10		2	2		5										
大阪	64	1	2	29	3	52							1		1	1
兵庫	33		6	7		17										1
奈良	10		2	2	1	5										1
和歌山	7		1	2		4										
鳥取	95		1	1	7	59										1
島根	13		1	1		1										
岡山	35		3	9	1	21										1
広島	36		8	8		10										
山口	16		2	2		3										
山形	50		11	11	7	15							1			1
徳島	69		9	11		45							2			6
香川	17		7	4		14										
愛媛	46		4	5	2	11										
高知	22		2	15	1	53										1
徳島	76		12	12	1	5										
佐賀	15		1	1		5										
長崎	5		2	3		1										
熊本	2		2	3		7										
大分	31		1	1		2										
宮崎	6			6		6							3			
鹿兒島	34		2	3		11										
沖縄																
計	1,876	274	112	247	21	696	2	6	6	4	1	2	21	17	26	43
割合 (%)	100.0	14.6	6.0	13.2	1.1	37.1	0.1	0.3	0.3	0.2	0.1*	0.1	1.1	0.9	1.4	2.3

出典：「農地作付権関係」。

注：原表の数値は次のとおりである。*1=0、*2=0

表11-3 昭和17年自1月至12月受理農地利用關係調停事件一覽表

受理 總件數	爭議單位 總件數	受理別件數				種別件數				結果別件數				關係土地面積(坪)				關係人員 (人)				
		一方申立	合聲申立	小作管 申立	裁判所 關係	農家水利 關係	耕地境界 確定	除斷關係	鉱工業等 二四ノル 煙水被害	煙草栽培 二四ノル 葉面被害	其ノ他	成立	不成立	取下	却下	計	未濟		田	畑	其ノ他	計
3	3	3					1															3.8
2	2	2																				0.5
2	2	2					1															0.4
3	3	2		1																		51.6
4	4	3		1																		0.6
3	3	3					1															1.5
1	1	1																				1.1
1	1	1																				1.1
1	1	1																				0.6
2	2	2																				1.6
2	2	2					2															250.0
2	2	2																				0.6
3	3	3																				71.3
1	1	1																				0.5
1	1	1																				0.9
10	7	3			1																	986.1
1	1	1																				28.6
2	2	2																				1.0
2	2	2																				0.3
3	3	3																				108.0
5	5	5																				10.1
13	13	6			7																	354.8
3	3	3																				9.3
2	2	2																				41.2
2	2	2																				21.5
5	5	5																				15.3
15	15	15																				58.8
92	89	76			7																	1,707.8
																						257.3
																						58.5
																						2,023.6
																						3,443

出典：『農地作付集約要項』。

表11-4 昭和17年自1月至12月小作官ノ小作関係法外調停事件一覽表

案件数	争議				原因				件数				関係人員				關係土地面積(町)				結果別件数		
	小作料 修正	小作料 高率	自然的な 第三困少 不作*	積欠不償 関係*	親助米 並ニ込米 関係*	小作權ノ 存否	小作地 引上	小作料 滞納	小作人ニ 小作成買 受要求	小作地買 取又ハ買 戻要求	小作証書 保証関係	其ノ他	地主	小作人	田	畑	其ノ他	計	成立	未成立	未済		
北海道																							
青森	5		2												8	4.7						5	
岩手		1				1			2						9								
宮城	6									2					6	2.3							6
秋田																							
山形																							
福島	2		1						1						2								2
茨城	1														1								1
栃木	1														1								1
群馬	7		2												14								7
埼玉	1														65								1
東京	6		1												17								6
神奈川	8		4						2						28								8
新潟																							
富山	10		6		3										37								10
石川	2		1												9								2
福井	2		1												17								2
山梨	3		1		1										46								3
長野	2		1												2								2
岐阜	2		1						1						8								2
静岡	5		1												17								5
愛知	3		3												13								3
三重	22		5			14			1						45								22
滋賀	19		18			1									555								19
近畿	4		1			2									45								4
京都																							
大阪																							
兵庫	14		11						1						405								14
和歌山	6		4			2									12								6
鳥取	5		1			2			1						79								5
徳島																							
香川	8		1			6									14								8
岡山	4		1			3									4								4
広島	4		2			1									4								4
山口	4		1			1			1						4								4
徳島	4		1			1									130								4
愛媛	4		1			1			1						161								4
高松	3		1			2									2								3
高知	2														2								2
福岡	4		3			1									4								4
佐賀	3					3									214								3
熊本	13		7			1									516								13
大分	17		3			6									89								17
宮崎	7		6			6			2						7								7
鹿児島	2					6									1								2
沖縄																							
計	205	2	10	24	66	5	1	1	65	10	6	7	2	6	2,042	5,934	2,473.4	640.1	7.3	3,120.8	200	2	3

出典：「農地作付規制規則」。

注：1) 原表は次のとおりである。*1＝風水旱害等其ノ他ニ因リ不作、*2＝穀物検査補償金取込動米込米関係
2) 争議原因項目のうち、「農産物値下落」「所有権ノ小作申立拒絶」「小作料滞納又ハ小作地面積ノ相違」は事実がないため省略した。

表11-5 昭和17年自1月至12月小作官ノ農地利用関係係外調停事件一覽表

事件数	種 別			種 別 件 数		関 係 土 地 面 積 (町)				結 果 別 件 数			
	農業 水利関係	耕地境界 確定	農地境界 確定	農地境界 確定	其ノ他	関係人員 (人)	田	畑	其ノ他	計	成 立	不 成 立	未 済
3	2			1		9	3.6			3.6	3		
2				2		139	38.8			38.8	2		
1				1		12	1.5			1.5	1		
1	1			30		30	33.0			33.0	1	1	
2	2			234		234	95.2			95.2	2		
2	2			90	1	90	7.7		7.8	15.5	2		
4				429	4	429	452.0	7.7	76.2	535.9	4		
1	1*			113		113	78.0			78.0	1		
1				2		2					1		
2	2	1		50		50	22.1			22.1	2		
1				19	1	19	0.3			0.3	1		
8	5			121	2	121	1.9			1.9	8		
3	1			6	2	6	12.7	1.3		14.0	3		
2	2			62		62	21.7			21.7			2
2	1			583	1	583	167.7	10.0		177.7	2		
35	17	1	1	1,899	13	1,899	936.2	19.0	84.0	1,039.2	32	1	2

出所：「農地作付統制規則」。

注：1) 原表の数値は次のとおりである。*1=空欄

2) 種別件数項目のうち、「産草栽培二回ル農産物」は事実がないため省略した。

表12—1 昭和18年自1月至12月受理小作関係調停事件一覽表 (昭和19年6月現在)

受理 総件数	存議単位 総件数	受理別件数				裁判所 裁権	結果			関係土地面積(町)				関係人員(人)				
		地主中立	小作人中立	双方中立	合意中立		不成立	取 下	取 下	未 済	田	畑	其 他	計	地主	小作人	利害関係人	計
北海道	78	17	59			4	14	4	54	4	152.3	221.2	526.4	85	120	16	221	
青森	58	17	32			1	14	1	35	1	34.7	30.2	90.2	57	81	81	138	
岩手	86	1	72			1	9	1	62	1	27.2	15.7	64.8	76	89	12	177	
宮城	64	15	43			2	18		42		75.2	24.2	105.6	64	92	5	161	
秋田	135	38	69			1	14	2	91	1	106.9	2.7	107.4	136	134	11	281	
山形	40	35	16						34		21.9	2.2	26.6	33	57	20	110	
福島	49	8	40	1			15	1	34		9.9	5.3	16.3	51	63	53	114	
茨城	58	55	12			1	41		44		5.8	54.4	60.8	65	90	10	170	
栃木	60	60					13		57		17.3	9.6	30.8	67	83	20	170	
群馬	21	21					3		18		3.4	5.8	9.2	22	38	7	67	
埼玉	12	12					3	2	8		0.7	17.0	17.7	16	95		111	
千葉	14	14					3	1	9		2.7	6.9	9.6	14	18		32	
東京都	10	10					2	2	8		0.3	2.1	2.4	10	16	3	29	
神奈川県	7	7					7		7		0.9	1.1	2.0	9	20	3	32	
新潟	114	90	53			3	12	3	74	1	217.1	21.3	244.1	116	472	99	687	
富山	21	21					4		17		14.5	0.7	16.3	25	38	13	76	
石川	8	8					1		6		4.6	0.2	0.1	12	21		33	
福井	3	3					1		2		0.7		0.7	3	3		6	
山梨	91	87	43			1	17	1	67	2	21.9	5.0	27.8	99	171	8	278	
長野	20	20					14		42		7.9	4.7	16.6	60	63	32	155	
岐阜	27	27					8		19		6.4	1.9	8.4	30	57	87	87	
静岡	75	75				1	40		35		33.9	6.9	40.8	49	142	5	196	
愛知	10	10					3		5		19.6	5.5	28.0	10	35		45	
三重	22	22					6		16		48.6		48.6	44	57		101	
滋賀	38	38					2		21		82.6	0.3	83.0	146	182	6	334	
京都	8	8					3		7		0.9	1.0	2.0	8	8		27	
大阪	53	43	24			5	14		41	2	183.9	1.4	185.3	58	466		524	
兵庫	26	26					17		21		11.3	0.7	12.0	50	76	5	131	
奈良	15	15				2	5		10		5.7	0.2	6.1	17	33	4	54	
和歌山	10	9					3		5		1.6	0.4	2.0	10	9	1	20	
鳥取	47	44					8		43	1	28.8	0.7	29.5	70	125		195	
島根	6	6					4		6		1.5	0.3	2.6	6	6	1	13	
岡山	20	19	10				8	1	18	1	3.6	0.6	4.4	21	20		41	
広島	39	39					5		39		13.3	1.6	20.4	47	45	4	96	
山口	14	14					6		34		4.6	2.0	6.6	9	13		22	
徳島	75	74	39			1	12	1	61		15.8	4.3	23.0	106	125	4	235	
香川	30	30					9		21		9.7	0.4	10.3	31	42	9	82	
愛媛	19	17					8		29		4.2	0.4	4.7	17	31		48	
高知	25	22					14		17		6.8	0.1	13.6	31	41		72	
福岡	86	73	47			2	15	2	56		36.7	0.5	38.2	87	103	3	193	
佐賀	17	15					7		7		9.3	0.2	9.5	16	24	1	41	
長崎	1	1					1		1		3.5		3.5	1	12		13	
熊本	40	33	6				6		25		66.4	8.3	76.1	176	137	9	322	
大分	35	34	6			2	26	1	26		223.3	2.5	228.1	303	494	5	802	
宮崎	8	8					2		8		2.9	41.9	53.8	10	25	35	70	
鹿児島	40	32	6			1	23		28		8.9	6.9	16.5	32	42	12	86	
計	1,777	1,629	553	1,017	20	4	344	21	1,235	28	1,553.3	445.2	2,339.5	2,405	4,114	374	6,893	
割合(%)		100.0	33.9	62.4	1.2	0.2	21.1	1.3	75.8	1.7	1.0	0.3	0.2	1.4	1.5	2.5	0.2	4.2
一年請求平均																		

出典：『昭和18年昭和19年小作争議小作調停報告』。
注：前表の数値は次のとおりである。*1=0.3

表12-2-2-1 昭和18年自1月至12月受理小作調停事件要求事項類別表（其ノ一）

争議單位 總件數	小作										人					甲			立		計
	小作料一時減	小作料一時減及 小作契約 継続	小作料一時減及 永久的 減額	小作料 永久減額	小作料 改定	小作料 支払延期	小作料 値上反対	小作契約 継続	小作權 永久作權 確認	小作権子 小作權 後継作 權料支給	作物耕作 費土地改良 費等ノ 賠償	代地交付	小作地 買受	既取返及 押戻処分 解除	小作条件 確定	小作料 関係	其ノ他 小作契約 消滅關係	其ノ他			
北海道	76	10	2	2	1	1	27				2	13			1		1		59		
青森	50	8	1	1	1	1	19				2	3						1	32		
岩手	73	1	3	3			13					52						2	72		
宮城	60	3	2	1	1	1	30					5			1			1	43		
秋田	108	28	7	5	4	4	11	2	2			5			2			5	69		
山形	38	3	3	2			3	1				5						6	18		
福島	49	2	1	2	1		27					13			1			1	40		
茨城	55	5	3	3	1		19	2				22			1		2	2	42		
栃木	60	12				1	7				1	2			1			2	41		
群馬	21						4					3			1			1	12		
埼玉	12						4												8		
東京	14		1				9						1						11		
神奈川	10						10												10		
新潟	90	4		1	7		5					21			1			1	7		
富山	21						18					3							53		
石川	8				1		3					3							7		
福井	3						2					5							8		
山梨	87	3	1	2			19					6			1			1	1		
長野	56	2		5	1	1	17					14			2			37	34		
岐阜	27	2	1	50	1	1	2					11			1			1	11		
静岡	75						3					15							68		
愛知	10						2												2		
三重	22	4			2		2					17							8		
滋賀	38	2					8					3							30		
京都	8						3					1							3		
大阪	43	2	1	4			4					1			1				14		
兵庫	26	6		1			7					2							17		
奈良	15						4					3							7		
和歌山	9	1	2				4												7		
鳥取	44	12			2		7					3							22		
島根	6						1												4		
岡山	19	1					1					3							8		
広島	39	2					4				1	8							20		
山口	14						7					3							8		
徳島	74	2	2	1			9					10					2		34		
香川	30	1					2					1			1				9		
高松	17	4					2					1							10		
高知	22	7					1					2							14		
徳島	73	1			1		8					2			1				26		
佐賀	15		5	3			6					2							11		
長崎	1																		1		
熊本	33	1	1	5	1		12				1	4							27		
大分	34	4	3	1	2		4					10						1	26		
宮崎	8						2					6							8		
鹿児島	32		4	1			10					8							23		
沖縄																					
計	1,629	132	34	7	93	21	355	9	14	4	4	283	1	6	13	3	30	1,020			
割合(%)	100.0	8.1	2.1	0.4	5.7	1.3	21.8	0.6	0.9	0.2	0.2	17.4	0.1	0.4	0.8	0.2	1.9	62.7			

出典：『昭和18年昭和19年小作争議小作調停状況表』。
注：原表の数字は次のとおりである。*1=0.5、*2=1.8、*3=62.6

表12-2-2 昭和18年自1月至12月受理小作関係事件要求事項類別表(其ノ二)

争議 原由 総件数	地 主 申 立										合 意 申 立					裁 判 所 裁 権				小作官申立 計					
	小作料 支払	小作料 償上	小作料 支払及 土地 返還	土地 返還	耕作 継続	小作 条件 確定	其ノ他		小作料 減額	小作料 改定	小作 条件 確定	小作料 関係	小作料 紛糾 及消滅 関係	計	土地 返還	小作料 支払及 土地 返還	小作料 支払 請求	其ノ他							
							小作料 関係	小作料 紛糾 及消滅 関係										小作料 関係	其ノ他						
北海道	76	9		7																					
青森手	50	12		5																					
岩手城	73	1		1																					
岩手	60	3		12																					
秋田	108	21		15																					
山形	35	4		1																					
福島	49	2		8																					
茨城	55	7		4																					
栃木	60	4		6																					
群馬	21	4		1																					
埼玉県	14	1		3																					
千葉県	10	1		1																					
東京都	7																								
神奈川	90	13	2	5	11	2																			
新潟	21	9		1	10																				
新潟	8																								
山形	3	1		1																					
山形	87	15		17	8																				
山形	56	5		10	5																				
長野	27	10		2	3																				
長野	75	1		3	4																				
静岡県	10	7		1	1																				
静岡県	22	7		2	5																				
三重	38	1		3	1																				
京都	8			1	3																				
京都	43	6	1	2	11	3	1																		
大阪	26	2		5	8																				
大阪	15	1		4	6																				
和歌山	9			2	2																				
和歌山	44	12		6	18																				
鳥取	6			2	2																				
鳥取	19	1		9	10																				
岡山	39	1		17	19																				
岡山	14	6		2	8																				
山口	74	17	1	9	39	1																			
山口	30	10		6	19																				
徳島	17	4		1	5																				
香取	22	3		2	8																				
香取	73	23		9	47	5																			
福岡	15	1		1	3																				
福岡	33	4		1	6																				
熊本	34	3		1	6																				
大分	8			1	6																				
宮崎	32	4		2	6																				
鹿児島																									
沖縄																									
計	1,629	225	3	89	183	2	26	3	6	15	553	1	2	6	5	5	2	21	7	5	6	8	8	34	1
割合(%)	100.0	13.8	0.2	5.5	11.2	0.1	1.6	0.2	0.4	0.9	33.9	0.1*	0.1	0.4	0.3	0.3	0.1	1.3**	0.4	0.3	0.4	0.5	0.5	2.1	0.1

出典：「昭和18年昭和19年小作争議小作調停請求」。

注：原表の数値は次のとおりである。*1=0、*2=0、*3=1.2

表12-3 昭和18年自1月至12月受理農地利用關係調停事件一覽表

受理 總件數	爭議單位 總件數	受理別件數			種別				件數				結果別件數			關係土地面積(町)		關係人員 (人)	
		一方申立	合意申立	小作官 申立	爲別所 職權	農業利用 關係	耕種地界 確切	除附關係	鉱工業等 二因ル 悪水被害	禮章裁決 二因ル 悪害被害	其ノ他	成立	不成立	既 却下	計	出	畑		其ノ他
1	1	1													82.1				31
3	3	3				2	1		1						19.5	0.2			37
4	4	4				3		1							3.8				18
3	3	3				3				3					0.2		1.9		8
4	4	4				1				4					0.2		0.7	2.2	31
1	1	1				1				1					0.2				3
1	1	1				1				1					42.0		0.3		3
2	2	2			2					1					0.2		0.2		171
2	2	2			1					1					0.3				8
1	1	1			1					1					0.1				31
5	5	5			2			1		3					0.3		0.3	0.2	16
3	3	3			2					1					0.3		20.0		11
3	3	3			2					1					0.4				6
5	5	3		1	1	5				3					148.9				171
1	1	1		1	1					1					17.0		0.1		44
1	1	1			1					1					0.2				2
1	1	1			1					1					0.7				32
3	3	3			3					2					0.1		35.6		62
5	5	5			3				1	2					1.0		0.8		54
2	2	2		1	2					2					380.1				242
1	1	1			1					1					0.1				2
2	2	2			1					1					30.5				65
1	1	1			1					1					1.3				2
1	1	1			1					1					33.9		0.1		97
5	5	4			1			2		3					0.6				2
1	1	1			1					1					763.7		42.2		1,151
62	62	53		2	7	36	4	4	1	1	16	41	3	12	6	56	38.9	844.8	1,151

出典：『昭和18年昭和19年小作爭議小作調停請求』

表12-4 昭和18年自1月至12月小作官ノ小作關係法外調停事件一覽表

縣	總件數	争議原因別件數										關係人口					關係土地面積(町)		結果別件數							
		小作料 修正		小作料 高率		自然的 災害ニ 因シ 不作	取支 不償 ^{*)}		契約未 締結ニ 因テ		小作種 ノ存否		小作地 引上	小作料過 徴又ハ小 作地面積 ノ相違	小作料 浮納	小作人 ニ小作 地買受 要求	小作地 買取又 ハ買戻 要求	小作証 會保護 因テ	其ノ他	其ノ他	畑	田	其ノ他	計	成立	未成立
		小作料 修正	小作料 高率				契約未 締結ニ 因テ	契約未 締結ニ 因テ	小作種 ノ存否	小作地 引上	小作料過 徴又ハ小 作地面積 ノ相違	小作料 浮納	小作人 ニ小作 地買受 要求	小作地 買取又 ハ買戻 要求	小作証 會保護 因テ	其ノ他	其ノ他	畑	田	其ノ他	計	成立	未成立			
北海道																										
青森	6			2					1										4.0	6	3.2	0.6	7.8	6		
岩手	7				4						1							9.7	31	1.2		10.9	7			
宮城																										
秋田	2				2													0.1	2	0.1		0.2	2			
山形	15			1	11						1						15.3	77				66.5	15			
福島	4				2			1									8.5	30				8.5	3	1		
茨城	10				3							1					29.1	521				333.5	6	4		
栃木																										
群馬																										
埼玉																										
千葉																										
東京																										
神奈川																										
埼玉																										
新潟																										
富山																										
石川																										
福井																										
山梨																										
長野																										
岐阜																										
静岡	37	3		5	1		4		5	2		2					37	73	5.0	3.2	8.2	37				
愛知	2	1															11.2	16			7.0	18.2	2			
名古屋	21		2		3				4		3						358.7	553				358.7	21			
岐阜	7																									
三重	17			1	2				1																	
奈良	4								3																	
大阪																										
兵衛																										
津																										
京都																										
和歌山																										
鳥取																										
徳島																										
香川																										
高松																										
愛媛																										
高知																										
福岡																										
佐賀																										
長門																										
熊本																										
大分																										
宮崎																										
鹿児島																										
鹿嶋																										
津																										
計	261	7	12	20	19	3	3	8	96	3	27	5	37	2	19	1,148	3,380	1,427.4	112.0	12.3	1,551.7	251	5	5		

出典：「昭和18年昭和19年小作争議小作調停報告」。

注：原表は次のとおりである。*1=労力肥料其他生産資材ノ不足並価格騰貴ニ因リ取支不償

表12-5 昭和18年自1月至12月小作官ノ農地利用關係法外調停事件一覽表

事件数	種別					件数				關係人員 (人)	關係土地面積(坪)			結果別件数			
	農業水利 関係	耕地境界 確定	除樹関係	工場等ノ 池水其ノ 二因ル 他 排水	埋蔵物 二因ル 其ノ 他 被害被害	工場建設 区域	其他	田	畑		其他	計	成立	不成立	未済		
北海道																	
1									140		14.0				14.0		1
3	2					1			168	42.9	2.3				45.2	3	
4	1	1	1	1					14	0.5	10.7				11.2	4	
1									56	50.1					50.1	1	
5		1	1	1					43	8.7	0.3				9.0	5	
2	2								43	145.7					145.7	2	
3									260	153.4					153.4	3	
1	1								16	2.0					2.0	1	
2	2								112	95.6					95.6	2	
3	1								40	20.0	1.2				21.2	3	
2									24		0.3				3.3	2	
1		1							2		0.1				0.1	1	
28	12	3	4	3	1	5		519.9	918	519.9	28.9	3.1		551.9	27		1

出典：『昭和18年昭和19年小作官農地調停事件一覽表』

表13—1 昭和17年自1月至3月小作調停事件調査表

地方裁判所管内別	日受		事件				関係人員				既済別件数				未済件数			
	地主申立	小作人申立	新		安		地主	小作人	利害関係人	計	成立	不成立	取下	却下		移送	調停ヲ為サズ	計
			当事者双方申立	小作官申立	職權	計												
東京民事	4	1	1	1	5	2	1	1	3	2	2						2	3
横浜	3	1	4	1	4		1	1	3	5							1	1
浦和	2	2	5	7	7		7	39	40	86							1	6
千葉	4	1	3	7	7		7	5	5	10							2	5
水戸	13	5	18	31	31		29	173	3	205	6						10	21
宇都宮	8	3	12	20	20		14	33	1	48	1						5	6
前橋	1	8	15	16	16		16	16	2	34	7						10	6
静岡	3	2	5	8	8		8	27	1	31	1						6	6
中府	44	31	54	98	98		66	113	9	179	34						47	51
長野	7	6	22	29	23		23	24	9	56	11						16	13
新潟	11	13	16	37	48		47	222	269	25	25	1					38	10
京都	3	7	15	18	18		19	71	41	90	3						1	15
大阪	11	4	11	22	13		13	448		502	10						12	10
神戸	7	1	8	8	8		2	1	3	2	2						6	2
奈良	1	3	10	11	11		99	169	1	269	4						4	7
大和	6	3	6	6	6		6	8	6	14	4						4	2
和歌山	4	7	11	17	17		36	59	5	95	5						7	10
徳島	15	12	21	36	22		38	38	4	64	13						19	17
高松	8	2	10	10	10		8	2	2	12	2						6	4
高知	6	4	4	10	6		10	10	2	16	5						6	4
名古屋	6	4	9	15	9		9	11	11	20	6						8	7
安濃津	1	4	5	10	10		9	11	11	354	2						5	5
岐阜	1	4	9	10	10		9	263	263	25	2						3	1
福井	1	1	3	3	3		4	3	2	5	2						2	2
金沢	1	2	3	3	3		2	3	7	5	3						1	2
富山	4	4	7	11	7		7	7	3	17	3						3	8
石川	6	1	11	15	13		15	11	2	26	2						4	11
山口	2	1	2	8	5		4	4	1	10	1						2	6
岡山	21	6	11	32	46		46	219	265	7	7						5	27
広島	16	8	42	58	244		8	867	2	1,111*	18						8	50
鳥取	4	1	5	9	9		8	8	2	18	2						2	7
松江	11	11	19	30	13		13	14	27	27	19						21	9
島根	4	2	6	10	6		6	30	1	36	1						4	6
佐賀	6	12	31	37	38		38	71	109	20	2						33	4
福岡	1	1	14	15	25		25	45	2	72	7						10	5
大分	12	13	13	25	138		204	204	342	4	1						8	17
熊本	5	4	7	12	7		7	7	14	5	5						5	7
鹿兒島	3	2	2	5	2		2	2	4	2	2						5	5
宮崎	1	1	1	1	1		1	1	2	2	2						1	1
那覇	10	2	23	33	36		4	4	6	24	24						31	2
奄美	8	1	16	24	32		71	71	104	11	11						13	11
鹿児島	2	5	28	30	30		26	40	13	79	22						25	5
山形	31	1	19	50	22		19	14	55	26	19						29	21
盛岡	10	15	270	280	268		276	276	13	557	22						241	21
秋田	3	7	39	42	43		56	56	18	99	18						26	16
青森	6	3	11	17	12		12	18	30	30	5						8	9
札幌	1	1	1	2	1		1	36	1	37	37						2	2
函館	3	8	13	16	15		15	13	6	34	8						10	6
旭川	3	2	8	11	8		8	9	17	5	5						10	6
札幌	332	212	643	1,217	1,539		1,539	3,790	169	5,498	360						518	699
計	462	345	692	1,085	1,217		1,217	4,660	133	7,021	514						715	802

備考 樺太ニハ小作調停法ノ実施キテ以テ未済ヨリ之ヲ除外シタリ
 出典：「昭和18年昭和19年小作調停事件調査表」
 注：1) 原表の数字は次のとおりである。*1=1,127
 2) 「農地調整法第十二条ノ裁判ヲ為シタルモノ」「同法第二ニ対シ抗告アリタルモノ」ノ項目があるが事実がないため省略した。

表13-2 昭和17年自1月至3月小作調停事件種別調査表

地方裁判所管内別	新受事件	事 件 の 種 別									争議ノ目的タル土地ノ面積(段)		
		小作料支払	土地返還明渡	小作料支払土地返還明渡	小作料減免	小作継続	小作権確認	作料料支払	小作地売買代金協定	小作料其他契約条項決定又ハ改定		其 他	
東京民事	1										1	2.901	
横 浜	1					1						1.008	
浦 和	5			1	1	2					1*	131.104	
千 葉	3	2				1						63.228	
水 戸	18	2	3		2	3	1				7	380.316	
宇都宮	12	1	1		2	2					6	98.414	
前 橋	15	1	6	1	2	4					1	45.900	
静 岡	5		2			2					1	93.103	
甲 府	54	4	9	9	15	7					10	430.320	
長 野	22	3	3	1		5					10	67.407	
新 潟	37	11	5	3	8	2				3	5	1,024.512	
京 都	1							1				0.810	
大 阪	15	6	7	1		1						158.111	
大 神 戸	11		3	1	1	3					3	1,742.705	
奈 良	1					1						4.011	
大 津	10	2	3		1	2				2		1,376.906	
和 歌 山	6		3			2					1	5.219	
徳 島	11	2	2		3	2				1	1	127.501	
高 松	21	3	6	1	2					1	8	257.203	
高 知	10	3	4		3							24.209	
名古屋	4	2	2									7.616	
安 濃 津	9	4		1	1	2					1	30.617	
岐 阜	9		2	2	2	1				1	1	862.224	
福 井	3									1		75.512	
金 沢	2				1	1						3.010	
富 山	7	3	2		1	1						21.117	
山 口	11		1		2	2					6	75.428	
山 岡	2										2	19.217	
山 取	11		4		1	3				1	2	501.304	
鳥 取	42	8	1		1	31					1	2,993.402	
松 江	5				1						4	49.311	
松 山	19	10	2		5	1					1	42.514	
長 崎													
佐 賀	6	2				4						51.904	
福 岡	31	3	9	1	6	4				4	4	214.426	
大 分	14				6	1					7	442.223	
大 熊	13				6	2					5	668.912	
鹿 児 島	7	1	1	2	1						2	25.225	
宮 崎	2				1	1						8.503	
那 覇	1					1						65.728	
仙 台	23		2		5	15					1	140.906	
福 島	16	1		1	8	3					3	372.205	
山 形	28		7		2	17	2					228.713	
盛 岡	19	1	1		2	9					6	1,040.613	
秋 田	270	5	9		242	8				3	3	1,915.419	
青 森	39	4	2		12	19		1			1	315.413	
札 幌	11	1	2		5	2		1				697.923	
函 館	1										1	3,339.206	
旭 川	13		4	1		8						476.325	
釧 路	8		2		1	4					1	518.402	
合 計	885	85	110	26	354	180	3	3		17	107	21,239.606	
前年同期	1,055	168	114	43	252	258	9	6		67	138	27,761.621	

備考一、事件ノ種別其ノ他欄ニハ

障害物撤去、土地買戻、通路地譲渡、用水池没没、水利設備承認、境界確認、排水路新設、□□料土地売買権契約□行、耕作権譲渡承認、耕作地分与確認、土地所有移転登記請求、小作料減額並小作継続、池沼・溜水使用料、補償米受領者変更、溪流分水、耕作地名換、小作関係不存在並所有権確認、自作農創設要求、灌溉用水分配、水利権取消、小作地支配料請求、賃借権確認等ヲ計上シタリ

二、欄ニハ小作調停法ノ実施ナキヲ以テ本表ヨリ之ヲ除外シタリ

出典：「昭和18年昭和19年小作争議小作調停調査表」。

注：原表の数値は次のとおりである。*1=空欄

表14-1-1 小作調停事件要求事項類別表 (其ノ一、昭和10年~18年)

争議単位 件数	小 作 人 甲 立											其ノ他			計
	小作料一時減	小作料一時減及 小作契約 継続	小作料 値上反対	小作料 支払延期	小作料 改定	小作料 永久減額	小作料 一時減及 永久の 減額	小作料 一時減及 永久の 減額	小作料 値上反対	小作料 支払延期	小作料 改定	小作料 永久減額	小作料 一時減	小作料 継続及 消滅関係	
昭和10年	587	319	42	79	1,310	34	12	5	46	2	13	32	7	21	2,683
昭和11年	4,249	289	34	63	1,485	52	12	3	62	8	14	16	12	26	2,684
昭和12年	3,760	327	51	78	1,365	75	11	5	112	5	15	17	5	24	2,406
昭和13年	3,105	317	109	58	1,070	48	10	4	99	4	37	17	5	15	1,979
昭和14年	2,592	290	64	34	806	52	13	1	127	4	18	23	6	19	1,649
昭和15年	2,500	247	44	36	700	42	9	3	182	2	35	30	14	68	1,643
昭和16年	2,482	279	36	26	600	33	9	8	251	12	17	32	20	45	1,634
昭和17年	1,876	221	24	17	372	21	3	5	241	1	16	15	2	35	1,116
昭和18年	1,629	132	34	9	353	14	4	4	283	1	6	13	3	30	1,020

表14-1-2 小作調停事件要求事項類別表 (其ノ一、昭和10年~18年) (割合)

争議単位 件数	小 作 人 甲 立											其ノ他			計
	小作料一時減	小作料一時減及 小作契約 継続	小作料 値上反対	小作料 支払延期	小作料 改定	小作料 永久減額	小作料 一時減及 永久の 減額	小作料 一時減及 永久の 減額	小作料 値上反対	小作料 支払延期	小作料 改定	小作料 永久減額	小作料 一時減	小作料 継続及 消滅関係	
昭和10年	14	7	1	2	31	1	0	0	1	0	0	1	0	0	63
昭和11年	11	7	1	1	35	1	0	0	1	0	0	0	0	0	63
昭和12年	10	9	2	2	36	1	0	0	3	0	0	0	0	1	64
昭和13年	10	4	2	2	34	2	0	0	0	0	0	1	0	0	64
昭和14年	11	2	1	1	31	2	1	0	5	0	1	1	0	1	64
昭和15年	10	2	1	1	28	2	0	0	7	0	1	1	1	3	66
昭和16年	11	3	1	1	24	2	0	0	10	0	1	1	1	2	66
昭和17年	10	2	1	1	20	1	0	0	13	0	1	1	0	2	59
昭和18年	8	2	0	1	22	1	0	0	17	0	0	1	0	2	63

単位：%

出典：『小作年報』、『農地年報』、『農地作付概況別開』、『昭和18年昭和19年小作争議小作調停請求表』。
注：『小作料改定』は、昭和10年までは、『小作料一時減及永久の減額』に含まれていた。

表14-2-1 小作関係事件要求事項類別表 (其ノ二、昭和10年～18年)

争議単位 件数	地主		甲		乙		丙		丁		戊		己		計
	小作料支払 土地返還	小作料支払 及土地返還	土地返還	耕作継続	小作料支払 確定	小作料関係 継続及 消滅関係	其ノ他	計	小作料一時減額	小作料改定	小作条件 確定	小作料関係 継続及 消滅関係	其ノ他	計	
昭和10年	427	473	368	17	113	7	19	1,467	3	3	116	1	1	124	
昭和11年	4,249	437	458	4	163	8	23	1,474	2	83	104	5	1	91	
昭和12年	2,91	352	428	2	125	7	17	1,234	1	3	104	1	1	110	
昭和13年	3,105	310	267	5	117	7	13	1,037	5	1	80	2	1	84	
昭和14年	2,592	206	259	1	89	5	25	860	4	1	52	2	1	61	
昭和15年	2,500	287	226	145	50	17	12	789	2	2	31	4	4	45	
昭和16年	2,482	322	247	1	41	9	16	792	3	2	18	7	2	33	
昭和17年	1,676	274	247	1	112	21	23	696	2	6	6	4	2	21	
昭和18年	1,629	223	183	2	26	6	15	553	1	6	5	5	2	21	

表14-2-1 小作関係事件要求事項類別表 (其ノ二、昭和10年～18年) (続き)

争議単位 件数	地主		甲		乙		丙		丁		戊		己	
	土地返還	小作料支払 及土地返還	土地返還	耕作継続	小作料支払 確定	小作料関係 継続及 消滅関係	其ノ他	計	小作料一時減額	小作料改定	小作条件 確定	小作料関係 継続及 消滅関係	其ノ他	計
昭和10年	4,274	437	458	4	163	7	19	1,467	3	3	116	1	1	124
昭和11年	4,249	437	458	4	163	8	23	1,474	2	83	104	5	1	91
昭和12年	2,91	352	428	2	125	7	17	1,234	1	3	104	1	1	110
昭和13年	3,105	310	267	5	117	7	13	1,037	5	1	80	2	1	84
昭和14年	2,592	206	259	1	89	5	25	860	4	1	52	2	1	61
昭和15年	2,500	287	226	145	50	17	12	789	2	2	31	4	4	45
昭和16年	2,482	322	247	1	41	9	16	792	3	2	18	7	2	33
昭和17年	1,676	274	247	1	112	21	23	696	2	6	6	4	2	21
昭和18年	1,629	223	183	2	26	6	15	553	1	6	5	5	2	21

表14-2-2 小作関係事件要求事項類別表 (其ノ二、昭和10年～18年) (割合)

争議単位 件数	地主		甲		乙		丙		丁		戊		己		計
	小作料支払 土地返還	小作料支払 及土地返還	土地返還	耕作継続	小作料支払 確定	小作料関係 継続及 消滅関係	其ノ他	計	小作料一時減額	小作料改定	小作条件 確定	小作料関係 継続及 消滅関係	其ノ他	計	
昭和10年	10	11	9	3	3	0	34	0	0	3	0	0	0	3	
昭和11年	8	10	11	3	4	0	34	0	0	3	0	0	0	3	
昭和12年	8	9	11	3	3	0	33	0	0	3	0	0	0	3	
昭和13年	10	10	10	4	4	0	33	0	0	3	0	0	0	3	
昭和14年	10	8	10	3	3	0	33	0	0	3	0	0	0	3	
昭和15年	11	6	10	9	2	1	33	0	0	1	0	0	0	2	
昭和16年	13	4	10	2	2	0	32	0	0	1	0	0	0	2	
昭和17年	15	6	13	1	1	1	32	0	0	0	0	0	0	1	
昭和18年	14	5	11	0	2	0	31	0	0	0	0	0	0	1	

表14-2-2 小作関係事件要求事項類別表 (其ノ二、昭和10年～18年) (割合) (続き)

争議単位 件数	地主		甲		乙		丙		丁		戊		己		計
	土地返還	小作料支払 及土地返還	土地返還	耕作継続	小作料支払 確定	小作料関係 継続及 消滅関係	其ノ他	計	小作料一時減額	小作料改定	小作条件 確定	小作料関係 継続及 消滅関係	其ノ他	計	
昭和10年	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	100	0	0	100	
昭和11年	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	100	0	0	100	
昭和12年	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	100	0	0	100	
昭和13年	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	100	0	0	100	
昭和14年	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	100	0	0	100	
昭和15年	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	100	0	0	100	
昭和16年	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	100	0	0	100	
昭和17年	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	100	0	0	100	
昭和18年	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	100	0	0	100	

出典：『小作年報』(農地作付継続別開)、【昭和10年昭和18年小作争議小作料課別開表】。

表15 小作官ノ小作関係法外調停事件一覽

	総件数	種 別 件 数						
		小作料支払又ハ小作料一時的減額	小作料永久的減額(改定ヲ含ム)	小作料支払又ハ小作料一時的並永久的減額	小作料支払土地返還又ハ小作料一時的減額小作継続	小作料支払土地返還又ハ小作料永久的減額小作継続	土地返還又ハ小作継続	其ノ他
昭和10年	382	213	9	10	17	14	101	18
昭和11年	273	117	5	3	31		94	23
昭和12年	239	103	6	3	17	5	84	21
昭和13年	212	58	2	2	13		101	36
昭和14年	172	54	6		14		56	42

	総件数	争 議 原 因 別 件 数							小作権ノ存否
		小作料値上	小作料改定	小作料高率	自然的災害ニ因ル不作*	収支不償*	農産物価格下落*	奨励米並ニ込米関係*	
昭和15年	242	1	13	12	77	8		1	3
昭和16年	225	2	10	14	71	4		4	8
昭和17年	205	2	10	24	66	5		1	1
昭和18年	261	7	12	20	19	3		3	8

	小作地引上	争 議 原 因 別 件 数 (続き)						其ノ他
		前所有者ノ小作申込拒絕	小作料過徴又ハ小作地面積ノ相違	小作料滞納	小作人ニ小作地買受要求	小作地買取又ハ買戻要求	小作証書保証関係	
昭和15年	78		1	16	4	10		18
昭和16年	66	1	1	17	2	9	1	15
昭和17年	65			10	6	7	2	6
昭和18年	96		3	27	5	37	2	19

	関 係 人 員		関 係 土 地 面 積 (町)				結 果 別 件 数		
	地 主	小作人	田	畑	其ノ他	計	成 立	未 成 立	未 済
昭和10年	2,382	10,106				6,220.39	382		
昭和11年	1,786	6,640				3,687.39	273		
昭和12年	795	3,225				2,114.28	237		2
昭和13年	806	2,939				1,520.24	210	1	1
昭和14年	867	2,736				1,348.87	171		1
昭和15年	1,676	5,508	2,655.8	201.0	177.6	3,034.4	236	1	3
昭和16年	1,561	5,095	3,270.9	171.6	5.9	3,448.4	216	1	8
昭和17年	2,042	5,934	2,473.4	640.1	7.3	3,120.8	200	2	3
昭和18年	1,148	3,380	1,427.4	112.0	12.3	1,551.7	251	5	5

出典：『小作年報』、『農地年報』、『農地作付統制規則』、『昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表』。

注：原表は次のとおりである。*1=風水旱害病虫害其ノ他ニ因ル不作、*2=労力肥料其他生産資材ノ不足並價格騰貴ニ因ル収支不償、*3=米麦其ノ他農産物価格下落、*4=穀物検査補償金穀奨励米込米関係

表16-1 農地利用関係争議件数関係範囲並争議原因表

争議件数	関係者				関係面積(町)					
	個人	市町村	部落(区)	農業関係団体	会社・工場	其ノ他ノ団体	田	畑	其ノ他	計
昭和16年	535	3,446	12	30	8	19	2,741.8	24.3	13.0	2,779.1
昭和17年	149	2,706	26	63	12	14	4,806.2	285.1	118.9	5,210.2
昭和18年	112	991	13	73	8	14	1,620.8	71.8	42.0	1,734.6
昭和19年	92	820	11	87	12	10	2,586.0	255.1	75.4	2,926.5

争議原因	争議ノ原因													
	農業水利関係					工業被害関係					相隣地関係			
分水関係	施設物ノ新改築	水利施設工作物ノ侵害	水利使用料	水利権関係	其ノ他	悪水被害	煙害	其ノ他	耕作境界不明	陰樹関係	煙草作二因ル養蚕被害	其ノ他	其ノ他	
	昭和16年	85	20	12	9	27	6	8	5	30	293	2	11	22
昭和17年	31	20	9	10	23	2	7	9	8	10		4	15	
昭和18年	15	7	8	10	11	5	6	1	14	10	3	7	15	
昭和19年	16	12	2	4	10	3	3	13	9	14		19	19	

表16-2 農地利用関係争議件数関係範囲並争議原因表(1件当り、割合)

争議件数	1件当り									
	関係者					関係面積(町)				
個人	市町村	部落(区)	農業関係団体	会社・工場	其ノ他ノ団体	田	畑	其ノ他	計	其ノ他
	昭和16年	6.4	0.0	0.1	0.0	0.0	5.1	0.0	0.0	
昭和17年	18.2	0.2	0.4	0.1	0.0	32.3	1.9	0.8	35.0	
昭和18年	8.8	0.1	0.7	0.1	0.0	14.5	0.6	0.4	15.5	
昭和19年	8.9	0.1	0.9	0.1	0.1	28.2	2.8	0.8	31.8	

単位：%

争議件数	農業水利関係					工業被害関係					相隣地関係				
	分水関係	施設物ノ新改築	水利施設工作物ノ侵害	水利使用料	水利権関係	其ノ他	悪水被害	煙害	其ノ他	耕作境界不明	陰樹関係	煙草作二因ル養蚕被害	其ノ他	其ノ他	
昭和16年	100	16	4	2	5	1	1	1	1	6	55	0	2	4	
昭和17年	100	21	13	6	15	1	5	6	1	5	7		3	10	
昭和18年	100	13	6	7	10	4	5	1	1	13	9	3	6	13	
昭和19年	100	17	13	2	11	3	3	14		10	15		19	21	

出典：「農地年報」、「農地作付統制規則」、「昭和18年昭和19年小作争議小作調停請求表」。

表17-1 農地利用関係争議結果表

争議件数	結 果										計	未解決						
	解 決					未 決												
	農 業					工 業												
	分水協定	水利権確認	水利施設ノ設置ノ除去	水利使用料協定	耕作地交換	損害賠償	耕作地ノ新築	其ノ他	損害賠償	被害除去			悪水	其ノ他	耕地境界確定	除却除去	損害賠償	養蚕被害ノ除去
昭和16年	81	12	14	9	7		10	5	11				27	268	2	2	10	58
昭和17年	30	19	16	7	1		9		13	3		6	10			4	16	15
昭和18年	15	17	6	2	6		5	1	2	1		10	10	4	3	4	12	14
昭和19年	21	5	4	3	2	1	1		4			9	13	1	1	19	85	7

表17-2 農地利用関係争議結果表 (割合)

争議件数	結 果										計	未解決							
	解 決					未 決													
	農 業					工 業													
	分水協定	水利権確認	水利施設ノ設置ノ除去	水利使用料協定	耕作地交換	損害賠償	耕作地ノ新築	其ノ他	損害賠償	被害除去			悪水	其ノ他	耕地境界確定	除却除去	損害賠償	養蚕被害ノ除去	其ノ他
昭和16年	15	2	3	2	1		2	1	2			5	50	0	0	2	4	89	11
昭和17年	20	13	11	5	1		6		9	2		4	7		3	3	11	90	10
昭和18年	13	15	5	2	5		4	1	2	1		9	9	4	3	4	11	88	13
昭和19年	23	5	4	3	2	1	1		4			10	14	1	0	21	4	92	8

出典：『農地年報』、『農地作付統計要報』、『昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表』。

表18-1 農地利用関係争議調停者別件数表

解決件数	調停者											其ノ他			
	直接交渉	農地委員会	農地委員	農地調整指導員	小作官	耕地関係官	小作調停	小作調停委員	裁判所和解	警察官吏	市町村長又ハ又ハ役場吏員		農業団体役員	区長又ハ部落総代	地方有志
昭和16年	10	315	27		34	3	78	5		3	2		2	7	12
昭和18年	2	10		3	28		25	8	1	2	5	2	3	1	
昭和19年	16	16		1	42		35	6	1	5	10	12	5		5

表18-2 農地利用関係争議調停者別件数表 (割合)

解決件数	調停者											其ノ他			
	直接交渉	農地委員会	農地委員	農地調整指導員	小作官	耕地関係官	小作調停	小作調停委員	裁判所和解	警察官吏	市町村長又ハ又ハ役場吏員		農業団体役員	区長又ハ部落総代	地方有志
昭和16年	2	66	6		7	1	16	1		1	0		0	1	3
昭和18年	3	14		4	40		36	11	1	3	7	3	4	1	
昭和19年	19	19		1	51		42	7	1	6	12	14	6		6

単位：%

出典：「農地年報」、「農地関係争議、小作調停並地主小作人組合の統計に関する資料」、「昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告」、「昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表」。

注：1) 昭和17年は不明である。

2) 「民事裁判」「部落常会」は該当がないため表からは除いてある。

表19 農地利用関係調停事件一覽

	受理		受理別件数				種別件数						
	受理 総件数	争議単位 総件数	一方申立	合意申立	双方申立	小作官 申立	裁判所 職權	農業水利 関係	相隣地関係		鉦工業等 二因ル 悪水被害	煙草栽培 二因ル 養蚕被害	其ノ他
									耕地境界 確定	陰樹関係			
昭和13年	21	20	16				4	10	2	2	2		2
昭和14年	108	95	90	1		2	2	61	17	3	5		4
昭和15年	181	174	150		2	7	15	109	25	5	4	2	29
昭和16年	138	127	110	8		1	8	64	26	4	4	3	26
昭和17年	92	89	76	7		1	5	59	5	6	3		16
昭和18年	62	62	53			2	7	36	4	4	1	1	16

	結果別件数				関係土地面積(町)			争議単位数			関係人員		
	成立	不成立	済		田	畑	其ノ他	計	田	畑	其ノ他	計	関係人員 (人)
			取	却									
昭和13年	13		1		6			251.47	639				32.0
昭和14年	70	2	6		17			2,342.12	3,654				38.5
昭和15年	136	3	24		163	11	4,115.31	4,389.71	6,064	23.7	0.9	0.7	34.9
昭和16年	86	1	26		116	11	1,100.0	14.4	2,070	8.7	0.1	0.1	16.3
昭和17年	61	1	20		83	6	1,707.8	58.5	3,443	19.2	2.9	0.7	38.7
昭和18年	41	3	12		56	6	763.7	38.9	1,151	12.3	0.7	0.6	18.6

出典：「小作年報」、「農地年報」、「農地作付統制規則」、「昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表」。

表20 小作官ノ農地利用関係争議法外調停事件一覽

	種 別					件 数			
	總件数	農業水利 関係	耕地境界 確定	陰樹関係	相隣地関係	工場等ノ 悪水其ノ他 二因リ被害	煙草栽培 二因ル 養蚕被害	工場建設 反对	其ノ他
昭和14年	48	44			3	1			1
昭和15年	35	21	3	2		8			11
昭和16年	33	16	1			4	1		13
昭和17年	35	17	1	2		2			5
昭和18年	28	12	3	4		3		1	

	関係人員 (人)	関係土地面積(町)			結果別件数			
		田	畑	其ノ他	計	成立	不成立	未済
昭和14年	3,414				1,617.68	46	1	1
昭和15年	1,751	12,102.6	120.0	1,384.0	13,606.6	34		1
昭和16年	2,590	820.8	8.0	11.1	839.9	31		2
昭和17年	1,899	936.2	19.0	84.0	1,039.2	32	1	2
昭和18年	918	519.9	28.9	3.1	551.9	27		1

	1 件 当 り		
	関係土地面積(町)		
関係人員 (人)	田	畑	其ノ他
昭和14年	71.1		
昭和15年	50.0	345.8	3.4
昭和16年	78.5	24.9	0.2
昭和17年	54.3	26.7	0.5
昭和18年	32.8	18.6	1.0
			計
			33.7
			388.8
			25.5
			29.7
			19.7

出典：「小作年報」、「農地年報」、「農地作付統制規則」、「昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表」。